

赤井川村宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、赤井川村宿泊税条例(令和6年赤井川村条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び赤井川村税条例(昭和25年赤井川村条例第9号)において使用する用語の例による。

2 条例第1条に規定する観光の振興を図る施策とは、主にインフラ整備を図る施策のことをいう。

(宿泊料金)

第3条 条例第3条に規定する宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものは、宿泊者が宿泊施設(同条に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。)の宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額(当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額を含む。)から次に掲げる額を控除した金額をいう。

(1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室及び居室を除く。以下同じ。)の利用その他これらに類する役務の対価に相当する額

(2) 宿泊に対して課される消費税、地方消費税、入湯税その他の税の額に相当する額

(3) その他村長が宿泊の対価としての性質を有しないと認めるものに相当する額

2 前項第1号に掲げる飲食に相当する額は、素泊まり料金を提示していない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額に乗じた額とみなす。

(1) 1泊につき1回分の食事が提供されるとき 100分の20

(2) 1泊につき2回分の食事が提供されるとき 100分の30

(3) 1泊につき3回分以上の食事が提供されるとき 100分の40

3 第1項第1号に掲げる遊興及び施設の利用に相当する額は、素泊まり料金を提示していない限り、1泊につき宿泊中の遊興、施設の利用その他これらに類する役務が提供されるときに100分の10を当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額に乗じた額とみなす。

(課税免除)

第4条 条例第5条第2号に規定するその他規則で定める学校行事は、学習指

導要領における学校行事であると認められるもので、学校又は学年を単位として実施されるものをいう。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第5条 村長は、条例第9条第2項の規定により宿泊税の特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書(別記様式第1号)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

(特別徴収義務者としての登録等)

第6条 条例第10条第1項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び同条第3項の規定による登録事項の変更の申請は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書(別記様式第2号)によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による通知は、宿泊税特別徴収義務者登録通知書(別記様式第3号)によるものとする。また、村長は、同項の規定による登録をした場合には、登録を受けた特別徴収義務者に対し、宿泊税特別徴収義務者証(別記様式第4号)を交付する。

3 前項の規定による宿泊税特別徴収義務者証の交付を受けた者は、これを宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(申告納入の方法)

第7条 条例第11条第1項の規定による申告納入は、宿泊税納入申告書(別記様式第5号)及び宿泊税納入書(別記様式第6号)により、宿泊施設ごとに行なければならない。ただし、複数の宿泊施設を経営し、これを合算して申告納入する場合は、宿泊税合算申告納入承認申請書(別記様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項ただし書の規定による合算申告納入の申請を承認する場合は、宿泊税合算申告納入承認通知書(別記様式第8号)により申請者に通知する。

3 条例第11条第2項の規定による指定を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例に関する申請書(別記様式第9号)を村長に提出しなければならない。

4 条例第11条第2項に規定する申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 前項の申請書を提出した日の属する月の前12月間(以下「対象期間」という。)の当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。

(2) 条例第11条第3項の規定による取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

- (3) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
 - (4) 対象期間において、村税に係る徴収金を滞納していないこと。
 - (5) 申請書を提出した月の12月前の月の初日までに、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可を受け、又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出を行つていること。
 - (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 5 村長は、第3項の申請が前項の要件を満たすものと認め、当該申請を承認する場合は、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者指定通知書(別記様式第10号)により申請者に通知する。
- 6 条例第11条第3項の規定による指定の取消しは、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者指定取消通知書(別記様式第11号)により行う。
(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)
- 第8条 条例第12条第1項の規定による申請は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書(別記様式第12号)に当該理由を証する書類を添えて行わなければならない。
- 2 条例第12条第3項の規定による通知は、宿泊税(還付・納入義務免除)に関する通知書(別記様式第13号)により行う。
(更正、決定及び加算金額の通知)
- 第9条 条例第13条第1項及び第15条第1項の規定による通知は、宿泊税更正・決定・加算金額の決定通知書(別記様式第14号)により行う。
(延滞金の減免申請)
- 第10条 条例第14条第2項に規定する申請書は、宿泊税延滞金減免申請書(別記様式第15号)とする。
(納税管理人の申告書等)
- 第11条 条例第16条第1項に規定する納税管理人申告書及び納税管理人承認申請書は、宿泊税納税管理人申告書・承認申請書(別記様式第16号)とする。
- 2 村長は、前項の規定による申告又は申請を承認したときは、宿泊税納税管理人承認通知書(別記様式第17号)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。
- 3 条例第16条第2項に規定する申請書は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書(別記様式第18号)とする。
- 4 村長は、前項の規定による申請を認定したときは、宿泊税納税管理人選任免除認定通知書(別記様式第19号)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知

する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、地方税法及び条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(納入申告書の提出期限等の特例に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和8年10月31日までの間における第6条第4項の規定の適用については、同項第1号中「前12月間」とあるのは「前3月間」と、「360万円」とあるのは「90万円」と、同項第5号中「12月」とあるのは「6月」とする。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

指 定 番 号	宿泊税特別徴収義務者指定通知書	
号 年 月 日		
住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様 赤井川村長 ⑥		
赤井川村宿泊税条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり特別徴収義務者として 指定しましたので、赤井川村宿泊税条例施行規則第 5 条の規定により通知します。		
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
指 定 の 理 由		

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、村を被告として（村長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日の翌日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

赤井川村長 様

赤井川村宿泊税条例「第10条第 1 項」「第10条第 3 項」の規定により、次のとおり特別徴収義務者としての「登録」「登録の変更」を申請します。

特別徴収義務者	住 所	電話			
	ふりがな 氏名又は名称 法人にあつては、 代表者の氏名	(個人番号及び法人番号 ㊞)			
	ホテル等の営業の許可等 を受けた者との関係				
ホテル等の許可等	住 所 又 は 所 在 地	電話			
	ふりがな 氏名又は名称 法人にあつては、 代表者の氏名				
	※ 種 別		許可等番号		
施設	所 在 地	電話			
	ふ り が な 名 称				
	概 要	床面積 m ²	地下 階 地上 階	客室数 室	収容人員 名
	営業開始予定年月日又は 経営開始年月日	年 月 日			
	営 業 の 休 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日			
施設の所有者	住 所 又 は 所 在 地	電話			
	ふりがな 氏名又は名称 法人にあつては、 代表者の氏名	(個人番号及び法人番号 ㊞)			
共同事業者	住 所 又 は 所 在 地	電話			
	ふりがな 氏名又は名称 法人にあつては、 代表者の氏名				
書類送 の付先	住 所 又 は 所 在 地	電話			
	ふ り が な 代 表 者 の 氏 名				
備考					

条例第 10 条第 3 項による変更申請の場合は、変更する箇所のみ記載してください。
種別については、「ホテル・旅館・簡易宿泊所・民泊」のいずれかを記載してください。

別記様式第3号（第6条関係）

指 定 番 号	宿泊税特別徴収義務者登録通知書	
住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)	年 月 日	号 日
	様	
	赤井川村長	印
赤井川村宿泊税条例第10条第2項の規定により、次のとおり特別徴収義務者として登録しましたので、赤井川村宿泊税条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。		
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
備 考		



赤井川村

宿泊税特別徴収義務者証

赤井川村宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

宿 泊 施 設 名

宿泊施設所在地

別記様式第5号（第7条関係）

宿泊税納入申告書

		指 定 番 号											
赤井川村長 様		年 月 日											
申告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 印											
		電話											
		個人番号又は法人番号											
この申告に係る宿泊施設	所在地												
	名 称												

宿泊税の納入について、赤井川村宿泊税条例第11条第1項の規定により申告します。					
年 月分	区 分		A 宿泊数	B 税率	税額(A×B)
	宿泊料金 (1人1泊)	① 8千円未満	泊	—	—
		② 8千円以上2万円未満	泊	200円	④ 円
		③ 2万円以上	泊	500円	⑤ 円
	課税対象となる宿泊数(②+③)		泊	納入すべき	円
	課税免除①		泊	税額(④+⑤)	
年 月分	区 分		A 宿泊数	B 税率	税額(A×B)
	宿泊料金 (1人1泊)	① 8千円未満	泊	—	—
		② 8千円以上2万円未満	泊	200円	④ 円
		③ 2万円以上	泊	500円	⑤ 円
	課税対象となる宿泊数(②+③)		泊	納入すべき	円
	課税免除①		泊	税額(④+⑤)	
年 月分	区 分		A 宿泊数	B 税率	税額(A×B)
	宿泊料金 (1人1泊)	① 8千円未満	泊	—	—
		② 8千円以上2万円未満	泊	200円	④ 円
		③ 2万円以上	泊	500円	⑤ 円
	課税対象となる宿泊数(②+③)		泊	納入すべき	円
	課税免除①		泊	税額(④+⑤)	

注 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、赤井川村宿泊税条例第11条第2項の規定による承認を受けているときは、3月、6月、9月及び12月の末日までに提出してください。

別記様式第6号（第7条関係）

北海道		宿泊税領収証書							
赤井川村									
市区町村コード									
0	1						4	0	9

北海道		宿泊税納入書							
赤井川村									
市区町村コード									
0	1						4	0	9

北海道		宿泊税納入済通知書							
赤井川村									
市区町村コード									
0	1						4	0	9

口座番号		加入者名										
		赤井川村会計管理者										
年度		年度										
申告年月		申告区分				指定番号						
		申告・更正・決定										
納入金額	税金											
	延滞金											
	加算金											
	合計額											
納期限		年 月 日										
(特別徴収義務者)												
住所又は所在地												
氏名又は名称												
上記のとおり領収しました。		領収日付印										

（納入者保管）

口座番号		加入者名										
		赤井川村会計管理者										
年度		年度										
申告年月		申告区分				指定番号						
		申告・更正・決定										
納入金額	税金											
	延滞金											
	加算金											
	合計額											
納期限		年 月 日										
(特別徴収義務者)												
住所又は所在地												
氏名又は名称												
上記のとおり納入します。		領収日付印										
日計	口											
	円											

（金融機関）

口座番号		加入者名										
		赤井川村会計管理者										
年度		年度										
申告年月		申告区分				指定番号						
		申告・更正・決定										
納入金額	税金											
	延滞金											
	加算金											
	合計額											
納期限		年 月 日										
(特別徴収義務者)												
住所又は所在地												
氏名又は名称												
取りまとめ局		領収日付印										
上記のとおり通知します。												

（赤井川村保管）

別記様式第 7 号（第 7 条関係）

宿泊税合算申告納入承認申請書

年 月 日

赤井川村長 様	特別徴収義務者	住 所	〒
		電話	
		氏名又は法人名及び 代 表 者 名	
次の施設に係る宿泊税について 年 月分（ 月末納入分）から、合算申告納入の適用を受けた いので申請します。			
所 在 地	①	②	
名 称			
指 定 番 号			
申告納入期限の特例	有 ・ 無		有 ・ 無
所 在 地	③	④	
名 称			
指 定 番 号			
申告納入期限の特例	有 ・ 無		有 ・ 無
所 在 地	⑤	⑥	
名 称			
指 定 番 号			
申告納入期限の特例	有 ・ 無		有 ・ 無
所 在 地	⑦	⑧	
名 称			
指 定 番 号			
申告納入期限の特例	有 ・ 無		有 ・ 無
所 在 地	⑨	⑩	
名 称			
指 定 番 号			
申告納入期限の特例	有 ・ 無		有 ・ 無
備 考			

別記様式第 8 号（第 7 条関係）

宿泊税合算申告納入承認通知書		
年 月 日		
住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)様 赤井川村長 印		
宿泊税合算申告納入の申請を承認しましたので、赤井川村宿泊税条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。		
特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	合算指定番号	
	適用開始月	年 月分（ 月末日納期分）から
備 考		

別記様式第9号（第7条関係）

宿泊税納入申告書の提出期限等の特例に関する申請書

										指 定 番 号			
赤井川村長 様				年 月 日									
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話									
				個人番号又は法人番号									

赤井川村宿泊税条例第11条第2項の規定による納入申告書の提出期限等の特例についての承認を受けたいので申請します。		
承認を受けようとする宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
	経 営 開 始 年 月 日	
特例の適用を受けようとする税額		年 月 分（ 月末日納期分）以後の税額
対象期間における申告納入すべき宿泊税額 の 宿 泊 施 設 ご と の 合 計 額		円
旅館業法による営業許可日又は住宅宿泊事業法による届出日		年 月 日 許可番号又は届出番号

注1 「対象期間」とは、この申請書を提出した日の属する月の前12月間をいいます。

2 次のいずれかに該当する場合には、承認を受けることができません。

(1) 赤井川村宿泊税条例第11条第3項の規定による承認の取消しを受けてから、1年を経過していない場合

(2) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けたことがある場合

(3) 対象期間において、村税若しくはその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは滞納処分費の滞納がある場合

別記様式第10号（第7条関係）

宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者指定通知書

(指定番号)	年 月 日	号
様		
	赤井川村長	印

赤井川村宿泊税条例第11条第2項の規定により、次のとおり指定しましたので、赤井川村宿泊税条例施行規則第7条第5項の規定により通知します。		
指定する宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
特 例 の 適 用 を 受 け る 税 額		年 月 分（ 月 末日納期分）以後の税額
備 考		

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、村を被告として（村長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 11 号（第 7 条関係）

宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者指定取消通知書

(指定番号)	年 月 日	号
様		
	赤井川村長	印

赤井川村宿泊税条例第11条第 3 項の規定により、次のとおり指定を取り消したので、 赤井川村宿泊税条例施行規則第 7 条第 6 項の規定により通知します。		
指定の取消しに係 る宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
特例の適用を受けないこととな る税額	年 月 分（ 月末日納期分）以後の税額	
取 消 し の 理 由		

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、村を被告として（村長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 12 号（第 8 条関係）

徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書

年 月 日

赤井川村長 様

特別徴収義務者（指定番号 ）
住 所
氏名又は名称
「法人にあつては、
代表者の氏名」

年 月分の宿泊税額に相当する額の還付・宿泊税額の納入義務の免除について、
赤井川村宿泊税条例第12条第 1 項の規定により、還付又は納入義務の免除を必要とする
理由を証明する書類を添付の上、次のとおり申請します。

施設	所在地			
	名称			
納入すべき税額等	宿泊料金	宿泊数	税率	税額
	8千円未満	泊	—	0円
	8千円以上2万円未満	泊	200円	円
	2万円以上	泊	500円	円
	税額合計	円		
還付・納入義務免除額等	宿泊料金	宿泊数	税率	税額
	8千円未満	泊	—	0円
	8千円以上2万円未満	泊	200円	円
	2万円以上	泊	500円	円
	税額合計	円		
理由				

別記様式第 13 号（第 8 条関係）

宿泊税（還付・納入義務免除）に関する通知書

号
年 月 日

住 所
氏名又は名称

赤井川村長 印

赤井川村宿泊税条例第12条第 1 項の規定により申請のあった宿泊税額に相当する額の還付・
納入義務の免除について、次のとおり決定したので、同条第 3 項の規定により通知します。

特別徴収義務者	住 所			
	氏 名 又 は 名 称			
施 設	所 在 地			
	名 称			
	種 別	ホテル ・ 旅館 ・ 簡易宿泊所 ・ 民泊		
申 請 受 理 日		年 月 日		
申 請 月			申 告 税 額	円
還付・納入義務免除 申 請 税 額			還付・免除をする税額	円
主 文		上記のとおり還付・免除 [します。できません。]		
申請のとおりに決定 しない理由				
備 考				

宿泊税

更正・決定
加算金額の決定

通知書

赤井川村宿泊税条例

第13条第1項
第15条第1項

の規定により、下記のとおり

更正・決定
加算金額を決定

したので、通知します。

赤井川村長 印

指 定 番 号		特別徴収義務者		様
更正・決定等の理由				
区 分	更正・決定の額		既に納入の確定した宿 泊 税 額	差 引 増 減 額
	税 率	税 額		
年 月 分	200円	円	円	円
	500円	円	円	円
小 計		円	円	円
年 月 分	200円	円	円	円
	500円	円	円	円
小 計		円	円	円
年 月 分	200円	円	円	円
	500円	円	円	円
小 計		円	円	円
合 計		円	円	円
この通知により納入すべき宿泊税額				① 円
加 算 金 額	区 分	基礎となる税額	算 定 率	加 算 金 額
	過 少 申 告 加 算 金 額	通常分	200円 500円	/100 円 円
		過重分	200円 500円	/100 円 円
	不 申 告 加 算 金 額	通常分	200円 500円	/100 円 円
		過重分	200円 500円	/100 円 円
	重 加 算 金 額		円	/100 円
	納 入 す べ き 加 算 金 額			② 円
不足税額 に対する 遅 延 金 ③	赤井川村宿泊税条例第11条第1項の申告納入期限（以下「納期限」といいます。）の翌日から納入の日までの期間の 日数に応じ、不足税額（1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又 は全額を切り捨てます。）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日 から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合が年 7.3 パー セントの割合に満たない場合は、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パー セントの割合を加算した割合、年 7.3 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 1 パー セントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割 合））で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合 です。 なお、指定納期限までの延滞金は、 円です。			
この通知により納入すべき額（①＋②＋③）		円	指定納期限	年 月 日

注 「延滞金特例基準割合」とは、平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいいます。

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、村を被告として（村長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 15 号（第 10 条関係）

宿泊税延滞金減免申請書

赤井川村長 様	年 月 日												
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ⑩												
	個人番号又は法人番号												

赤井川村宿泊税条例第14条第2項の規定により、次のとおり延滞金の減免を申請します。					
年	月	税 額	納期限	納付日	遅 延 金 額
		円			円
合 計					
減免を受けようとする理由及び期間					

注 この申請書には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

別記様式第 16 号（第 11 条関係）

宿泊税納税管理人

申告書承認申請書

		指 定 番 号													
赤井川村長 様		年 月 日													
申告者又は申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		申告者又は申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 印													
		電話													
個人番号又は法人番号															

赤井川村宿泊税条例第16条第 1 項の規定により、 ☐赤井川村内 に住所等を有する納税管理人を ☐定めること について、 ☐申告 をします。 ☐変更すること ☐承認の申請		
定めた、又は定めようとする納税管理人	住所（法人にあっては、事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	電話
変更後の納税管理人	住所（法人にあっては、事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	電話
変更前の納税管理人	住所（法人にあっては、事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	電話
理 由		
上記の納税義務者の納税管理人となることを承諾しました。 年 月 日 納税管理人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 印		

注 該当する□に、✓印を記入してください。

別記様式第 17 号（第 11 条関係）

宿泊税納税管理人承認通知書

号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 様

赤井川村長 印

赤井川村宿泊税条例第16条第 1 項の規定により申請のありました納税管理人の承認について、赤井川村宿泊税条例施行規則第11条第 2 項の規定により通知します。

納 税 管 理 人	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
	登 録 日	年 月 日		
宿 泊 施 設	所 在 地			
	名 称			
	営 業 種 別		指定番号	
備 考				

営業種別については、「ホテル・旅館・簡易宿泊所・民泊」のいずれかを記載してください。

別記様式第 18 号（第 11 条関係）

宿泊税納税管理人選任免除認定申請書

年 月 日

赤井川村長 様

住所（所在地）

氏名（名称） 印

宿泊税の納税管理人の選任を要しないことの認定について、赤井川村宿泊税条例第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	
申 請 の 理 由	
備 考	

別記様式第 19 号（第 11 条関係）

宿泊税納税管理人選任免除認定通知書

号
年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 様

赤井川村長 印

赤井川村宿泊税条例第16条第 2 項の規定により申請のありました納税管理人の選任免除について認定したので、赤井川村宿泊税条例施行規則第11条第 4 項の規定により通知します。

特別徴収義務者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
	登 録 日	年 月 日		
宿 泊 施 設	所 在 地			
	名 称			
	営 業 種 別		指定番号	
認 定 の 理 由	赤井川村宿泊税条例施行規則第11条第 3 項の規定による申請。			

営業種別については、「ホテル・旅館・簡易宿泊所・民泊」のいずれかを記載してください。